

徳島県新型コロナ対応

雇用継続助成金のご案内

徳島県では、新型コロナウイルス感染症により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的な休業により労働者の雇用を維持されている事業主に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を支援するため、「**徳島県新型コロナ対応雇用継続助成金**」を創設しました。

1

支給
対象

徳島労働局長から雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内中小・小規模事業所の事業主

※解雇等を行わない場合についてのみ対象となります。

※令和2年4月1日から同年6月30日までの間における休業であって、「新型コロナウイルス感染症特例措置」の適用を受けたものが対象となります。

2

助成金
の額

休業手当額の10分の1以内の額で

1事業主当たり上限100万円

ただし、上記にかかわらず、1日1人当たりの上限額は8,330円（国、県合計）とします。

3

申請
手続

国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けられた事業主の方は、
徳島県 商工労働観光部 労働雇用戦略課 雇用促進戦略担当までお問い合わせください。

TEL:088-621-2349 Mail:roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

助成金の申請に必要な書類は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/5036633/>

お問い合わせの際には、次の書類を御用意ください。

- ①徳島労働局からの雇用調整助成金等支給決定通知書
- ②雇用調整助成金等を支給申請された時の書類の控え